

## 介護福祉士実務者研修通信課程受講者募集

**とき・内容** 5～10月の間で通信教育6カ月、通学10回程度

**ところ** ジョブシテカレッジおもちゃ館金剛校（大阪狭山市金剛一丁目3の5）

**定員** 30人（申し込み先着順）

**受講料** 2万4024円～10万7441円（テキスト代含む）

**申し込み** 3月6日(月)～4月25日(火)  
（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）までに、NPO法人シーシー  
タイミング ☎072(366)5566 へ



## 募 集

### 防衛省自衛官募集（一般幹部候補生）

将来の自衛隊を担う、幹部自衛官を養成するコースです。

**応募資格** 日本国籍を有する20歳以上28歳未満の人など

※詳しくはお問い合わせください。

**受付期間** 3月1日(火)～5月5日(火)まで  
**1次試験日** 5月13日(土)、14日(日)（飛行要員は13日(土)、14日(日)の2日間）

**問い合わせ** 自衛隊富田林地域事務所  
☎(24)3799



## 教 育

### 夜間の中学校で勉強しませんか（生徒募集）

さまざまな事情で義務教育を修了できなかった人や実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人のために、夜間学級を開いています。

15歳以上の人が入学でき、授業料は要りません。外国籍の人も入学できます。また、高校進学のための中学校の卒業証書がもらえます。

**問い合わせ** 教育指導室（内線363、364）

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）、祝日を除く、1年間で1回利用可
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可（内線182、185）、祝日を除く
行 政 相 談	16(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司 法 書 士 相 談	21(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人、1年間で1回のみ利用可
人 権 な ん で も 相 談	24(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、人権擁護委員による相談、問い合わせ（内線472）
女性のための電話相談	3(金)、10(金)、21(火)、28(火)	午前10時～午後2時		【☎(23)0567】、問い合わせ（市役所内線474）、女性の相談員による相談
女性の悩み相談	9(木) 17(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約（市役所内線474）、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※9(木)は午後3時30分まで
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会	事前予約も可【☎(24)3700】、電話相談も可、祝日を除く
生 活 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	（人権文化センター内）	
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可（内線206）、祝日を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可（内線206～208）、祝日を除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可（内線206、207）、祝日を除く
子 育 て 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】、祝日を除く
健 康 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農 業 相 談	3(金)、4/5(火)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線444）
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】、祝日を除く
商工法律相談	14(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
経 営 相 談	22(火)	午後1時30分～4時50分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	8(火)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
税理士による税務相談	10(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 （消費生活センター）	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	28(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	15(火)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション【☎(26)9441】
労働相談	9(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、社会保険労務士による相談、問い合わせ（内線481）
障がい者就業・生活相談	21(火)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線199）専門相談員による相談（就職のあっせんはしません）、問い合わせ（内線481）
住宅関連法律相談	17(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線436、437）、定員6人



## 税

### 原付・軽自動車などの廃車、名義変更の手続きを忘れていませんか

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。

廃車や譲渡などを行っているにもかかわらず手続きが済んでいない人は、3月末日までに次の窓口で手続きをしてください。

手続きをされない場合、いつまでも軽自動車税が課税されます。

解体したり、盗難にあたりして、ナンバープレートや証明書などが無い場合も各窓口へご相談ください。なお、業者に手続きを依頼された場合は、3月末日までに手続きが済んでいるかどうか確認してください。

#### ◇原動機付自転車（～125CC）・小型特殊自動車

**ところ** 課税課（内線110）、または金剛連絡所〔☎(29)1401〕

**持ち物** ナンバープレート、印鑑、申告済証（販売証明書）

#### ◇125CCを超える2輪車

**ところ** 大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所（和泉市上代町官有地）〔☎050(5540)2060〕 ※持ち物など、詳しくはお問い合わせください。

#### ◇軽自動車（3輪・4輪）

**ところ** 軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所（堺市西区山田二丁目190の3）〔☎050(3816)1842〕 ※持ち物など、詳しくはお問い合わせください。



## 福祉

### 献血にご協力を

深刻な血液不足のため、ご協力をお願いします。

**とき** 3月12日(日)、午前10時～午後4時

**ところ** エコール・ロゼ  
※詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 市献血推進協議会〔☎(25)8200〕



## 上下水道

### 水道管緊急修繕業務を委託しています

緊急の水漏れや蛇口などの水道管のトラブルがあった場合、本市では市管工事業協同組合（向陽台一丁目3の11）と委託契約しており、水道管のトラブルに24時間体制で対応しています（出張料は発生しません。ただし、修繕費用は個人負担となります）。

※水道の修繕は、市管工事業協同組合〔☎0120(032)497〕へ（月～金曜日の午前9時～午後5時30分）。その他の時間帯および土・日曜日、祝日、年末年始は市役所宿直室〔☎(25)1000〕へご連絡ください。

**問い合わせ** 水道工務課（内線257）



## 講座

### 認知症介護家族の交流会

**とき** 3月22日(水)、午後1時30分～3時

**ところ** 市役所

**内容** 交流会、認知症ケア上級専門士の話

**対象者** 市内在住で認知症の人を介護している人（認知症の人が市内在住の場合も可）

**定員** 20人

**参加費** 無料

**申し込み** 3月15日(水)までに高齢介護課（内線189）へ（申し込み多数の場合抽選）

※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

### 福祉施設のお仕事・事業所見学会

**とき** 3月21日(火)、午後2時～

**ところ** 富田林特別養護老人ホーム富美ヶ丘荘（向陽台一丁目3の22）

**定員** 6人（申し込み先着順）

※詳しくはお問い合わせください。

**申し込み** 3月6日(月)～、八〇一ワーク河内長野〔☎(53)3081〕へ

### 手話奉仕員養成講座（入門）

**とき** 4月8日～9月30日までの毎週土曜日（4月29日、8月12日、9月23日は除く）、午後2時～4時（全23回）

**ところ** かがりの郷

**内容** 厚生労働省のカリキュラムに沿った講座

**対象者** 市内在住・在勤の高校生以上の人で、講座終了後、市役所で市の手話通訳者に登録、または市内の手話サークル活動へ積極的に参加できる人

**定員** 20人

**受講料** 無料（教材費など実費）

**申し込み** 3月7日(火)～19日(日)までにかがりの郷へ（電話申し込み不可）

※定員を超えた場合は21日(火)、午前10時に公開抽選し、結果は全員に郵送します。

### 府手話通訳者養成講座

手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳活動をする「手話通訳者」を養成する同講座を開催します。

**とき** 5月17日(水)～30年3月14日(水)、午前9時30分～11時30分

※詳しい日程はお問い合わせください。

**ところ** 藤井寺市立市民総合会館別館（藤井寺市北岡一丁目2の8）

**対象者** 府内在住・在勤で、手話で聴覚障がい者と日常会話ができる人

※府の手話通訳者としてすでに登録されている人および手話通訳士としてすでに活動されている人は受講できません。

**定員** 20人

**受講料** 無料（教材費実費）

**申し込み** 障がい福祉課（内線193）に備え付けの申込書に必要事項を記入し、3月31日(金)（必着）までに☎540-8570 府民お問合わせセンター「手話通訳者養成講座」係〔☎06(6910)8001〕へ郵送（府ホームページ〔<http://www.pref.osaka.lg.jp/>〕からも申し込みできます）

※同講座を受講するためには、4月19日(火)に実施する判定試験に合格する必要があります。



## 国民健康保険

### 国民健康保険の給付について 窓口での現金支給を廃止し、 口座振り込みで給付します

4月より、出産育児一時金や葬祭費、療養費、高額療養費などの給付について窓口での現金支給の取り扱いを廃止し口座振り込みにより給付します。申請の際は世帯主名義の口座番号などが分かるものを持参してください。受け付け後、翌月の振り込みとなります。

なお、高額療養費については4月より申請方法も変更します。市から通知書と申請書を送付しますので、内容をご確認の上、申請書に必要事項を記入し、保険年金課へ申請してください。

**問い合わせ** 保険年金課（内線150、151）



## 税

### 市・府民税の申告は 3月15日までに！

市・府民税の申告をしなければならない人は、今年1月1日現在本市に居住し、昨年中に所得のあった人です（給与所得だけで特別徴収されている人や、所得税の確定申告をした人は必要ありません）。

**ところ** 市役所地下902・903会議室

**受付時間** 午前9時～午後5時30分

※申告されていない場合、次のようなことに影響が出ますので、申告にご協力ください。

○市・府民税証明書の交付ができないことがあります。

○公的年金にかかる所得のみの人などで、年金保険者への扶養親族等申告書の提出がなかった場合、または確定申告書などの提出がなかった場合に、控除される情報が得られないため、扶養・配偶者控除などの適用が可能でも、控除が適用されないことがあります。

○後期高齢者医療保険制度などの保険料の軽減措置の適用を受けられないことがあります。

**問い合わせ** 課税課（内線111、112）

### 納付は便利な口座振替で

市税で口座振替ができるのは、固定資産税・都市計画税、市・府民税（普通徴収のみ）、軽自動車税です。口座振替は期別ごとの納付だけでなく、全期前納も利用できます。



また、各税金の納期限に自動的に引き落としされるため、金融機関などに行く必要はなく、納め忘れもありませんので、ぜひご利用ください（全期前納の場合は、第1期の納期限）。

#### 申し込み

#### ●ペイジー口座振替サービスでの申し込み

引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を納税課または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができます。

※対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

#### ●取扱金融機関の窓口での申し込み

納税通知書と通帳の印鑑、預（貯）金通帳を持参の上、口座振替依頼書（市内の金融機関に備え付け）に必要事項を記入し、市税取扱金融機関へ。

※市外の金融機関などで申し込む場合は、お問い合わせください。

#### 申込期限（29年度）

	期別	29年度納期限	ペイジー口座振替サービスの申込期限	取扱金融機関への口座振替の申込期限
固定資産税・都市計画税	第1期	5月31日	5月15日	4月14日
	第2期	7月31日	7月14日	6月15日
	第3期	10月2日	9月15日	8月15日
	第4期	1月4日	12月15日	11月15日
	全期前納	5月31日	5月15日	4月14日
市・府民税（普通徴収）	第1期	6月30日	6月15日	5月15日
	第2期	8月31日	8月15日	7月14日
	第3期	10月31日	10月13日	9月15日
	第4期	1月31日	1月15日	12月15日
	全期前納	6月30日	6月15日	5月15日
軽自動車税	第1期	5月31日	5月15日	4月14日
	軽自動車税については、同一名義で登録されている全台数の引き落としになります			

**問い合わせ** 納税課（内線122）

### 固定資産税の『縦覧帳簿の縦覧』 と『課税台帳の閲覧』を実施

#### 縦覧帳簿の縦覧

縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

#### 記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、価格、市街化区域・市街化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年  
**縦覧できる人**

◇土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

**期間** 4月3日(月)～5月31日(木)まで（土・日曜日、祝日は除く）の午前9時～午後5時30分

#### 課税台帳の閲覧

所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

#### 閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など（ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です）

**期間** 4月3日(月)～30年3月30日(金)まで（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）の午前9時～午後5時30分

#### 縦覧・閲覧に必要な書類など

・本人確認ができる書類（納税通知書や運転免許証など）

・納税管理人や納税者の同居親族は閲覧できますが、代理人が来られる場合は委任状が必要

・法人名義の物件については、委任状または申請書に代表印の押印が必要

#### 縦覧・閲覧場所

課税課（内線113～116）



## 介護保険

### 保険料の納め忘れはありませんか

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は事業の運営に欠かすことのできない大切な財源です。必ず期限内に納付してください。

期限内に納付されない場合は、財産の差し押さえなどの対応を取ることがあります。

なお、国民健康保険料を滞納している世帯は、有効期限の短い保険証の交付対象になり、滞納の状況によっては、通常の被保険者証の代わりに、医療機関の窓口でいったん医療費全額を支払う「資格証」の交付対象となります。

介護保険料を滞納していると、保険給付が制限されることがあります。

後期高齢者医療保険料を滞納していると、有効期限の短い保険証の交付対象になります。

※今月は28年度分国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の最終納付月です。

**問い合わせ** 国民健康保険料については保険年金課（内線152、156）、介護保険料については高齢介護課（内線175、176）、後期高齢者医療保険料については福祉医療課（内線158、159）

### 保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、市から送付する納付書によって保険料取扱金融機関、コンビニエンスストア（後期高齢者医療保険料を除く）または市役所で納めていただくことになっています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から引き落としされる口座振替が便利で確実です。

普通徴収の対象者で口座振替を希望される人は、納入通知書と通帳の印鑑、預（貯）金通帳を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料につ

いては保険年金課、介護保険料については高齢介護課、後期高齢者医療保険料については福祉医療課で手続きをしてください。

また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を市役所または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができるペイジー口座振替受付サービスの取り扱いもしています。対応している金融機関は次のとおりです。

### ●ペイジー口座振替受付サービス対応金融機関

りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、近畿大阪銀行、池田泉州銀行、関西アーバン銀行、成協信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 保険年金課（内線152、156）、高齢介護課（内線175、176）、福祉医療課（内線158、159）



## 国民年金

### 国民年金保険料の現金（納付書）納付での2年前納が始まります

4月より、口座振替に加えて現金（納付書）納付についても、割引額が大きな2年前納をご利用いただけるようになります。任意の月から翌年度末までの前納が可能になります（最大で4月分から翌々年3月分までの2年分の前納が可能になります）。詳しくはお問い合わせください。

※年金事務所へ申出書の提出が必要です（電話での受け付けはできません）。

※納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストアで納付はできません。

※5月以降に前納する場合、翌々年3月分までの23カ月分といった前納が可能です。

※4月より、クレジットカード納付についても新たに2年前納をご利用いただけるようになりましたが、申し込みは2月末で終了しています。

**問い合わせ** 天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531

### 学生納付特例は毎年申請が必要です

国民年金保険料を納めることが困難な20歳以上の学生は、本人の前年所得が118万円以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。28年度に申請をして承認を受けた人も、改めて申請が必要です。

ただし、29年度分は4月から受け付け開始となります。

●学生納付特例の承認を受けた期間は①承認期間中の障がいや死亡といった不慮の事態には、受給資格があれば障がい基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

②年金の受給資格期間には算入されませんが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

③承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後払い（追納）できます。

※2年を過ぎて後払いする場合は、当時の保険料に経過した期間に応じて、一定の額が加算されます。

**対象者** 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校などに在学する学生（夜間、通信制課程も可）

**手続き** 年金手帳、印鑑、学生証など学生であることを証明できるものを持参し保険年金課（内線153、154）へ  
※28年度の学生納付特例の承認を受けた人で、日本年金機構が在学予定年月を把握できた人には、3月下旬に学生納付特例申請はがきが送付されます。引き続き同じ学校に在学中の場合は、必要事項を記入の上返送し、承認されると4月～30年3月についても納付が猶予されます。

**問い合わせ** 天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531

